

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳などを持っていない方でも、次の条件を満たしていれば「障害者控除対象者認定書」の交付が受けられ、この認定書を、申告時に提示することにより、本人、または扶養者が障害者控除の適用を受けられる場合があります。

- ・身体障害者手帳などを持っていない65歳以上の要支援2、または要介護1～5の介護保険の認定を令和5年12月31日現在で受けていること
- ・介護保険の要介護認定のために医師が作成した主治医意見書及び訪問調査結果で、日常生活自立度が低いこと

※日常生活自立度は、必ずしも介護度の重さとは一致しませんので、介護度が重度の方が対象者として認定される訳ではありません。

該当すると思われる方は、福祉介護課に「介護保険被保険者証」を持参し、本人、または代理人が申請してください。申請に基づき確認し、該当する方には「障害者控除対象者認定書」を交付します。

なお、身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143

おむつに係る費用の医療費控除

本人又は扶養を受けている方がおむつを使用している場合、確定申告により、医療費控除を受けることができます。

申告で医療費控除をはじめて受ける場合には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

また、おむつ代の医療費控除を受けるのが、**2年目以降である方**は、町が発行する「おむつ使用確認書」でも認められます。

【「おむつ使用確認書」発行対象者】

おむつ代の医療費控除を受けるのが、2年目以降であり、認定基準日において、次の要件をすべて満たす方。

- 1 介護保険の要介護認定を受けている
- 2 介護保険の要介護認定のために医師が作成した「主治医意見書」の記入日が、令和5年中（要介護認定の有効期限が13か月以上の方は令和3年、令和4年）であり、①、②両方に該当する
①寝たきり度がB1、B2、C1、C2のどれかに該当 ②尿失禁にチェックがある

上記の条件にすべて当てはまると思われる方で、「おむつ使用確認書」が必要な方は福祉介護課までご連絡ください。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143

簡単な手話を覚えましょう【第47回】

「遊びに来てください」の手話表現



両手の人差し指を立てて、顔の横で交互に前後に振ります。



甲を前に向けて立てた右手人差し指を前から手前に引き寄せます。



顔の正面で斜めに構えた右手を少し前に出しながら軽く頭を下げます。



動画はこちらから

協力：ちちぶ広域聴覚障害者協会 担当：福祉介護課 ☎66・3111

更 生 相 談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

（手足・体の障害の相談）

- ・3月11日(月) 熊谷児童相談所
- ・2月 2日(金)・9日(金)・16日(金) 総合リハビリテーションセンター

（知的障害のご相談）

- ・2月 5日(月)・14日(水) 熊谷児童相談所
- ・3月 4日(月)・13日(水) //

予約制ですので、早めに福祉介護課（☎66・3111 内線144）へご連絡ください。